

資料－6

1 村上地区地域まちづくり協議会設置に係る区域設定（案）について

市民協働のまちづくりの推進母体として設置を予定している地域まちづくり協議会の区域設定については、町内や集落といった基礎的コミュニティ単位でなく、地域活性化やまちづくりの観点から一定のまとまりのある範囲を想定しています。

村上地区では、他の地区にはない「公民館の分館制度」があり、これまで旧地区を一つのまとまりで活動してきた経緯があり、当面は地域の既存活動、事業の支援に重点を置き、旧地区を区域設定の単位とした組織づくりが望ましいのではないかと考えられます。

従いまして、地域づくりの推進母体という点から、「各種団体のつながり」、「一体感」を持って課題を共有できる範囲、「地域の将来像を共有できる範囲」を考慮し、以下の区域設定を提案いたします。

- 村 上 (41区、5, 544世帯、14, 373人)
- 岩 船 (17区、1, 572世帯、4, 468人)
- 瀬 波 (26区、1, 993世帯、5, 375人)
- 山辺里 (20区、1, 161世帯、3, 868人)
- 上海府 (8区、 513世帯、 1, 325人)

※人口及び世帯数については、平成22年4月1日現在の数値です。

※緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、緑町四丁目、緑町五丁目については、「公民館の分館制度」の活動経緯を尊重して瀬波に含めました。

2 地域まちづくり協議会への財政支援の基本的考え方について

市民協働のまちづくりの基本は、「地域活性化支援」であることから、地域課題解決、既存事業や新たな地域活性化のための事業、町内・集落活動への支援や人件費や視察研修費など幅広く活用していただける交付金としての財政支援を考えています。

このため、事業に対する補助金ではありませんので、地域の実情に合った地域の元気づくりのために弾力的に活用していただきたいと考えています。

なお、あえて考えられる事業例を示すと資料－5のようなものが考えられます。また、交付金の算出方法としては、地域まちづくり協議会内の人口、世帯数、行政区数等などから慎重に交付額を決定したいと考えています。